

iDeCoで積立てたお金を受け取る方法には、①一時金として受け取る方法②年金として受け取る方法③一時金と年金を併用して受け取る方法の3種類があり、それぞれの方法で税制上の取り扱いが異なります。そこで今回は、①の「一時金として受け取る場合」の取り扱いについてご紹介します。

一時金として受け取る場合の取り扱いは？

積立てたお金を一時金として受け取る場合、税制上「退職所得」になります。退職所得は、収入金額（一時金として受け取った金額）から「退職所得控除額」を差し引き、残った金額に2分の1を掛けたもので、この金額に課税されます。

＜一時金として受け取る場合のイメージ＞

● **退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2**

①収入金額（一時金として受け取った金額）

③ = ① - ②

②退職所得控除額

③ × 1/2

退職所得

退職所得控除額は勤続年数に応じて決まります。
iDeCoの勤続年数×1は、掛金を拠出した期間です。

この金額に課税されます。

退職所得を計算してみよう！！

たとえば、会社員がiDeCoに加入し毎月一定額の積立投資を30年間継続し、その結果、積立てたお金が1,600万円になった場合に、このお金を60歳で一時金として受け取った時の退職所得の金額は？

収入金額 ①iDeCo一時金1,600万円

③ = ① - ② = 100万円

②退職所得控除額1,500万円

③100万円 × 1/2

【退職所得控除額】
80万円 + 70万円 × (30年 - 20年) = 1,500万円

退職所得 50万円

この金額に対して
所得税と住民税が課税されます。

勤続年数 (= A) ※2	退職所得控除額 ※3
20年以下	40万円 × A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	80万円 + 70万円 × (A - 20)

(出所) 国税庁資料より中銀アセットマネジメント作成

※ 1 iDeCoの勤続年数は、iDeCoと企業型確定拠出年金の掛金を拠出した期間（加入者期間）等を合算した期間です。

※ 2 勤続年数の1年未満の端数は1年に切り上げます。たとえば、勤続年数が10年2ヶ月の場合、11年となります。

※ 3 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき又は同一年中に2ヶ所以上から退職金を受け取る時などは、控除額の計算が異なることがあります。

重要な注意事項

- 当資料は、投資者のみなさまに当社ファンドへのご理解を高めいただくことを目的として、中銀アセットマネジメントが作成した情報提供資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に掲載しているグラフ、データ等は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は作成日現在のものであり、将来の市場環境の変動または運用成果を示唆あるいは保証するものではなく、将来予告なしに変更する場合があります。
- 当社は当資料に含まれる情報から生じるいかなる責務（直接的、間接的を問わず）を負うものではありません。

商号等 中銀アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第10号

加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

お問い合わせ先 086-224-5310（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.chugin-am.jp/>